



福祉・健康



福祉の総合相談窓口

問 人とくらしのサポートセンター(生活支援課内)
☎561-6927 FAX561-2480

生活困窮・健康・ひきこもりなど多様で複合的な問題について困りごとをお聴きし、情報提供や助言を行います。相談支援員があなたに寄り添いながら、解決に向けて活用できる制度や方法などを一緒に考えていきます。また関係機関と連携し、必要な支援におつなぎします。どこに相談したらよいかわからない時は、一人で悩まずにお気軽にご連絡ください。窓口での相談はもちろん、電話での相談もお受けしています。

- 例**
- ・いろいろな悩みが重なり合って混乱している
 - ・家族のことで悩みがある
 - ・社会との関わり方に不安があるが、社会参加をしたい
 - ・どこに相談したらいいかわからない など

生活困窮者自立支援事業

●自立相談支援事業

悩みをお聴きし、情報提供や助言など、課題解決への支援を行います。

●住居確保給付金の支給

一定の要件の人に、安定した就職活動ができるよう、期限付きで家賃相当額を給付します。

●一時生活支援事業

住居がなく生活が困窮した人の就職活動や健康維持のため、一定の要件の人に、一時緊急的な居住場所を提供します。

●就労準備支援事業

就労体験や就職活動の支援などを通して、就労に向けた準備を支援します。

生活保護

問 生活支援課 ☎561-2361 FAX561-2480

病気や障害、その他の事情により収入が途絶えるなどで生活が困窮した人に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活ができるよう援助する制度です。保護には次の8種類があります。

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

詳しくは、生活支援課までご相談ください。

り災見舞金・り災弔慰金

問 生活支援課 ☎561-6927 FAX561-2480

対象 市内に住民登録をしている人

対象災害

暴風、豪雨、洪水、地震、津波、その他の異常な自然現象または火事もしくは爆発により生ずる被害を受けられたとき、り災弔慰金・り災見舞金の支給を行います。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給対象となる死亡は除きます。

※被害者の故意であるときは対象となりません。

※住家に限ります。

交付金額

●り災見舞金

- ・全焼または全壊…1世帯につき 30,000円
- ・半焼または半壊…1世帯につき 20,000円
- ・床上浸水……………1世帯につき 10,000円

●り災弔慰金

死亡者1人につき 100,000円



福祉・健康



介護保険制度

問 介護保険課 ☎561-2369 FAX561-2480

みんなで支えあう制度です

40歳以上の人が、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

保 険 料

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号被保険者
40歳以上
65歳未満の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

草津市(保険者)

介護保険制度の運営は、市が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士



サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

サービスの提供

利用料の支払い

介護報酬の支払い

要介護認定からサービス利用までの流れ

問 介護保険課 ☎561-2370 FAX561-2480

サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



まずは、市へ要介護認定の申請をしてください。申請時に必要な書類は右記のとおりです。なお、申請は本人または家族のほか、お住いの地域包括支援センター(62ページ参照)で代行してもらうこともできます。

手続きに必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
- 申請者の本人確認書類として、顔写真付きの公的機関発行の証明書(運転免許証など)

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

事業対象者

サービス

非該当

要介護度により、相談先、サービスの種類・利用上限が変わります。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に相談

介護予防サービス
(予防給付、総合事業)

地域包括支援センターに相談

総合事業

地域包括支援センターに相談

介護予防事業
(地域支援事業)

長寿いきがい課に相談

★ケアマネジャーなどによるアセスメント(課題の把握と分析)、サービス担当者との話し合いを経て、ケアプランが作成されます。このケアプランに沿ってサービスを利用していきます。

家族の健康ノート

今かかっている病気やこれまでにかかった病気、何のアレルギーを持っているかなど、普段から記録していればいざという時にあわてません。『家族の健康ノート』はあなたや家族の病気についてお医者さんに伝えたい内容です。

ふりがな 名前	性別 男性 / 女性
生年月日	年 月 日 生まれ
血液型	型 RH ±
血圧	/ mmHg
身長	cm / 体重 kg
持病	なし / あり()
アレルギー	なし / あり()
喫煙	☐ 吸わない ☐ 吸う(1日 本)
飲酒	☐ 飲まない ☐ 飲む(1日 ml)
かかりつけ医①	(科)
かかりつけ医②	(科)

ふりがな 名前	性別 男性 / 女性
生年月日	年 月 日 生まれ
血液型	型 RH ±
血圧	/ mmHg
身長	cm / 体重 kg
持病	なし / あり()
アレルギー	なし / あり()
喫煙	☐ 吸わない ☐ 吸う(1日 本)
飲酒	☐ 飲まない ☐ 飲む(1日 ml)
かかりつけ医①	(科)
かかりつけ医②	(科)

地域包括支援センター連絡先

名 称	所在地	電話・FAX	担当学区
高穂地域包括支援センター	山寺町837番地 (特別養護老人ホーム菖蒲の郷内)	☎ 561-8143 FAX 561-9524	志津・志津南・矢倉
草津地域包括支援センター	野村二丁目13番13号 (草津ケアセンター内)	☎ 561-8144 FAX 561-9525	草津・大路・渋川
老上地域包括支援センター	矢橋町885番地1 (老上デイサービスセンターぎはん内)	☎ 561-8145 FAX 561-9526	老上・老上西
玉川地域包括支援センター	笠山一丁目1番46号 (南笠デイサービスセンターあさひ内)	☎ 561-8146 FAX 561-9527	玉川・南笠東
松原地域包括支援センター	上笠一丁目9番11号 (上笠デイサービスセンター湯楽里内)	☎ 561-8147 FAX 561-9528	山田・笠縫
新堂地域包括支援センター	志那中町25番地 (北部デイサービスセンター常輝の里内)	☎ 568-4148 FAX 568-3529	笠縫東・常盤

訪問などで職員が不在にしている場合があります。相談でお越しの際は、事前にご連絡ください。

介護予防・生活支援サービス事業

☎ 長寿いきがい課 ☎561-2362 FAX561-2480

訪問型サービス

自立した生活を送るため、
日常生活の簡単な手助けをしてもらう

生活支援型訪問サービス

介護事業所や民間事業所のスタッフが訪問し、生活援助(買い物、掃除など)を利用者とともにを行います。

介護予防型訪問サービス【訪問介護相当サービス】

ホームヘルパーなどの専門職が訪問し、身体介護(食事や入浴の介助)や生活援助(買い物、掃除など)を利用者とともにを行います。

生活サポート事業

シルバー人材センターやNPO法人などの登録者で、一定の研修を受けた人が訪問し、生活援助(買い物、掃除など)を利用者とともにを行います。

※ご希望の内容やお住いの地域によってはサービスを提供できない場合があります。

期間を限定して専門職の支援を受け、
日常生活の自立を目指す

訪問型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職や歯科衛生士などの専門職が訪問し、生活習慣や介護予防指導を、期間を限定し短期集中的に行います。

通所型サービス

通所介護事業所などで、
食事や運動などのサービスを受ける

活動型デイサービス

介護事業所や民間事業所のスタッフなどによる、体操やレクリエーションなどのサービスです。

介護予防型デイサービス【通所介護相当サービス】

通所介護事業所で、介護福祉士などの専門職による入浴や移動、食事などの介助を受けながら、体操やレクリエーションなどを行います。

期間を限定して専門職の支援を受け、
日常生活の自立を目指す

通所型短期集中予防サービス

理学療法士や作業療法士などの専門職による、運動機能と活動性の向上、体力づくりなどを目的とした運動機能向上訓練や、自立に向けた参加者同士の話し合いなどを短期集中的に行います。

一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者が生活機能の維持・向上を図り、支援を必要とするような心身状態に陥らないよう、地域の仲間と一緒に自ら介護予防に取り組んでいただくための活動を促進する事業です。

体操の紹介

各体操の効果を知ってもらえるような出前講座を行っています。

体操実施のサポート

週に1回以上継続的に取り組まれる団体やグループに対して、体操に必要な用具の貸し出しや講師、サポーターの派遣を行っています。

体操のサポートやリーダーの養成

広報くさつなどで随時、養成講座の開催をお知らせします。

いきいき百歳体操

高齢者がいつまでも元気に過ごすための体力づくりを目的とした体操で、椅子に座った動きを中心に、日常で使う筋肉を鍛えます。

1回40分程度の体操を週1～2回、継続的に実施します。

草津歯・口からこんにちは体操

生涯、自分の口でおいしく安全に食べる力をつけるため

のお口の体操で、飲み込む力を強くしたり、唾液の出がよくなる体操です。

1回15分程度の体操を週1～2回、継続的に実施します。

転倒予防体操

転ばないための注意力を鍛える体操で、目印のついたマットを使って転倒の原因である注意力や反応速度の向上を図ります。

週1回程度、継続的に実施します。

明るく楽しく脳活教室

地域サロンや各団体などの場で、脳のもつ機能を同時にいくつも使いながら身体を動かす工夫をしたゲームを取り入れ、脳を活性化させます。

市では、このような体操や教室が市内のさまざまな場所で行われています。

その他高齢者福祉等のサービス

高齢者の在宅介護を支えるサービス

介護保険で利用できるサービスだけでなく、要介護者や介護に携わっている人を対象にさまざまなサービスを実施しています。

すっきりさわやかサービス(紙おむつなどの支給)

毎月1回ご自宅に配達します。枚数は種類により異なります。

対象

要介護1～5の紙おむつなどが必要な在宅高齢者(なお、サービス登録申請時は在宅に限る)

福祉理髪サービス

家庭を訪問して、理髪のサービスをします。

年2回(7月、11月)

対象

65歳以上の要介護3～5の在宅高齢者で市民税非課税世帯の人(ただし被生活保護者は除く)

認知症(徘徊症状のある)の高齢者等家族支援サービス

認知症により徘徊症状のある高齢者などを介護されている家族が安心して介護ができるよう、徘徊された高齢者

介護保険サービス

問 介護保険課 ☎561-2369 FAX561-2480

介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。サービスによっては、一定以上の介護度が必要な場合があります。

自宅で受ける

①訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

②訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

③訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

施設に通う

⑤通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑥通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで受けられます。

短期の入所

⑦短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

老人福祉施設・保健施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」(福祉施設)と医療上のケアを含む「療養介護」(老人保健施設)があります。

介護環境を整える

⑧福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。一部要介護度の設定されているものがあります。

⑨福祉用具購入

特定福祉用具(入浴補助用具、腰掛便座など)を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限10万円/利用者負担分を除く)が支給されます。

⑩住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限20万円/利用者負担分を除く)が支給されます。改修前に申請が必要です。

施設サービス

⑪介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。

⑫介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬介護療養型医療施設(療養病床等)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

⑭介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。医療と日常生活上の世話が一体的に受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に

じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

⑮小規模多機能型居宅介護

「通所」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」「泊まり」のサービスに組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。

⑯看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

⑰認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で介護を受けなが

ら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練などのサービスが受けられます。

⑱認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、食事、入浴や専門的なケアが日帰りで受けられます。

⑲地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。食事、入浴や機能訓練などサービスが受けられます。

⑳地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模なデイサービスです。食事の提供、その他の日常生活上の世話や日常生活動作訓練などのサービスが日帰りで受けられます。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは高齢者に関する相談窓口です。

高齢者に関するご相談などは、担当学区の地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

自立して生活できるよう支援します

- 要支援1・2と認定された人や基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人は、介護保険の介護予防サービスや、総合事業のサービスを利用できます。

皆さんの権利を守ります

- 高齢の皆さんが安心していきいきと暮らすために、皆さんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。

地域包括支援センター



地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師・地域経験のある看護師、社会福祉士などが中心となって高齢の皆さんの支援を行います。3人はそれぞれ専門分野が違いますが、互いに連携をとりながら「チーム」として皆さんを支えます。

まずはご相談ください

- 介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。

さまざまな方面から皆さんを支えます

- 高齢の皆さんにとって、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに力を入れます。

このほかにも、地域の実情に合わせて支援をします。

相談窓口(連絡先)は次のページ

地域包括支援センター連絡先

名 称	所在地	電話・FAX	担当学区
高穂地域包括支援センター	山寺町837番地 (特別養護老人ホーム菖蒲の郷内)	☎ 561-8143 FAX 561-9524	志津・志津南・矢倉
草津地域包括支援センター	野村二丁目13番13号 (草津ケアセンター内)	☎ 561-8144 FAX 561-9525	草津・大路・渋川
老上地域包括支援センター	矢橋町885番地1 (老上デイサービスセンターぎはん内)	☎ 561-8145 FAX 561-9526	老上・老上西
玉川地域包括支援センター	笠山一丁目1番46号 (南笠デイサービスセンターあさひ内)	☎ 561-8146 FAX 561-9527	玉川・南笠東
松原地域包括支援センター	上笠一丁目9番11号 (上笠デイサービスセンター湯楽里内)	☎ 561-8147 FAX 561-9528	山田・笠縫
新堂地域包括支援センター	志那中町25番地 (北部デイサービスセンター常輝の里内)	☎ 568-4148 FAX 568-3529	笠縫東・常盤

訪問などで職員が不在にしている場合があります。相談でお越しの際は、事前にご連絡ください。

介護予防・生活支援サービス事業

☎長寿いきがい課 ☎561-2362 FAX561-2480

訪問型サービス

自立した生活を送るため、
日常生活の簡単な手助けをしてもらう

生活支援型訪問サービス

介護事業所や民間事業所のスタッフが訪問し、生活援助(買い物、掃除など)を利用者とともにを行います。

介護予防型訪問サービス【訪問介護相当サービス】

ホームヘルパーなどの専門職が訪問し、身体介護(食事や入浴の介助)や生活援助(買い物、掃除など)を利用者とともにを行います。

生活サポート事業

シルバー人材センターやNPO法人などの登録者で、一定の研修を受けた人が訪問し、生活援助(買い物、掃除など)を利用者とともにを行います。

※ご希望の内容やお住いの地域によってはサービスを提供できない場合があります。

期間を限定して専門職の支援を受け、
日常生活の自立を目指す

訪問型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職や歯科衛生士などの専門職が訪問し、生活習慣や介護予防指導を、期間を限定し短期集中的に行います。

通所型サービス

通所介護事業所などで、
食事や運動などのサービスを受ける

活動型デイサービス

介護事業所や民間事業所のスタッフなどによる、体操やレクリエーションなどのサービスです。

介護予防型デイサービス【通所介護相当サービス】

通所介護事業所で、介護福祉士などの専門職による入浴や移動、食事などの介助を受けながら、体操やレクリエーションを行います。

期間を限定して専門職の支援を受け、
日常生活の自立を目指す

通所型短期集中予防サービス

理学療法士や作業療法士などの専門職による、運動機能と活動性の向上、体力づくりなどを目的とした運動機能向上訓練や、自立に向けた参加者同士の話し合いなどを短期集中的に行います。

一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者が生活機能の維持・向上を図り、支援を必要とするような心身状態に陥らないよう、地域の仲間と一緒に自ら介護予防に取り組んでいただくための活動を促進する事業です。

体操の紹介

各体操の効果を知ってもらえるような出前講座を行っています。

体操実施のサポート

週に1回以上継続的に取り組まれる団体やグループに対して、体操に必要な用具の貸し出しや講師、サポーターの派遣を行っています。

体操のサポートやリーダーの養成

広報くさつなどで随時、養成講座の開催をお知らせします。

いきいき百歳体操

高齢者がいつまでも元気に過ごすための体力づくりを目的とした体操で、椅子に座った動きを中心に、日常で使う筋肉を鍛えます。

1回40分程度の体操を週1～2回、継続的に実施します。

草津歯・口からこんにちは体操

生涯、自分の口でおいしく安全に食べる力をつけるため

のお口の体操で、飲み込む力を強くしたり、唾液の出がよくなる体操です。

1回15分程度の体操を週1～2回、継続的に実施します。

転倒予防体操

転ばないための注意力を鍛える体操で、目印のついたマットを使って転倒の原因である注意力や反応速度の向上を図ります。

週1回程度、継続的に実施します。

明るく楽しく脳活教室

地域サロンや各団体などの場で、脳のもつ機能を同時にいくつも使いながら身体を動かす工夫をしたゲームを取り入れ、脳を活性化させます。

市では、このような体操や教室が市内のさまざまな場所で行われています。

その他高齢者福祉等のサービス

高齢者の在宅介護を支えるサービス

介護保険で利用できるサービスだけでなく、要介護者や介護に携わっている人を対象にさまざまなサービスを実施しています。

すっきりさわやかサービス(紙おむつなどの支給)

毎月1回ご自宅に配達します。枚数は種類により異なります。

対象

要介護1～5の紙おむつなどが必要な在宅高齢者(なお、サービス登録申請時は在宅に限る)

福祉理髪サービス

家庭を訪問して、理髪のサービスをします。

年2回(7月、11月)

対象

65歳以上の要介護3～5の在宅高齢者で市民税非課税世帯の人(ただし被生活保護者は除く)

認知症(徘徊症状のある)の高齢者等家族支援サービス

認知症により徘徊症状のある高齢者などを介護されている家族が安心して介護ができるよう、徘徊された高齢者

などの所在を検索できる機器を無償で貸与します。

対象

認知症により徘徊症状のある高齢者または第2号被保険者で認定を受けておられる人を在宅で介護されている家族など

高齢者住宅改造助成

改造費を一部助成します。ただし、介護保険制度による住宅改修が優先されます。

外出支援サービス

ストレッチャータクシー利用券などを交付します。

対象

65歳以上の要介護3～5の在宅高齢者など

らくらくケアカー改造助成(改造自動車に対する助成)
改造費を一部助成します。

家族介護教室

介護されている人や介護に興味がある人を対象に家族介護教室を実施します。詳しくはお問い合わせください。

高齢者の在宅生活を支えるサービス

生活機能が低下し、介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を対象に、その心身の状況などに応じて、さまざまなサービスを実施しています。

※サービスのご利用にあたっては、地域包括支援センターで作成する介護予防ケアプランが必要な場合があります。

日常生活用具給付等

日常生活用具を給付または貸与します。

対象

65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の人で、
市民税非課税世帯の人(給付については、要支援1・2、要介護1～5の人に限りです)。

配食サービス

低栄養状態を改善するため、お弁当(昼食のみ)を自宅に配達します。対象者の状態に合わせて、おかゆやきざみ食などにもできます。

対象

65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、見守りなどの支援および栄養状態の改善が必要と認められた人など

ふとんクリーンサービス

ふとんの水洗いのサービスを行います。

対象

65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の人で、ふとんを干すことが困難な人、または65歳以上の要介護3～5の高齢者

緊急通報システム

緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で緊急通報システム受信センターを通じて消防署や協力員へ連絡ができる機器を設置します。また、受信センターには看護師が常駐し、電話による近況確認(月1回)や24時間対応の健康相談もいたします。

対象

65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の人、
昼間・夜間独居の高齢者

草津市徘徊高齢者SOSネットワーク事前登録

認知症などで徘徊のおそれのある方を事前登録し、日常的な見守り、行方不明時の早期対応を行います。

対象

認知症などにより徘徊のおそれのある高齢者または特定疾病による身体上、精神上的の障害がある第2号被保険者。

申請時のご注意!

平成28年1月以降、各種申請において(緊急通報システムおよび草津市徘徊高齢者SOSネットワーク事前登録を除く)、個人番号(マイナンバー)を記入することが必要となっています。また、本人への他人のなりすましを防ぐために本人確認が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

障害者福祉

障害の種類と手帳の交付について

問 障害福祉課 ☎561-2363

各種の公的なサービスを受けるために必要となります。

身体障害者手帳の交付

障害の種類には、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能があります。その傷病などが一定程度以上の持続する状態となったとき、本人または保護者の申請により、指定された医師の診断をもとに1級から6級までの身体障害者手帳が交付されます。

療育手帳の交付

知的障害の程度により、A1・A2・B1・B2に区別されています。

本人または保護者の申請により、原則として18歳未満の人については「滋賀県中央子ども家庭相談センター」、18歳以上の人については「滋賀県立精神保健福祉センター(知的障害者更生相談所)」で判定を受け、県から療育手帳が交付されます。

精神障害保健福祉手帳の交付

精神障害を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活上の支障がある場合に、1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

自立支援医療

問 障害福祉課 ☎561-2363

育成医療

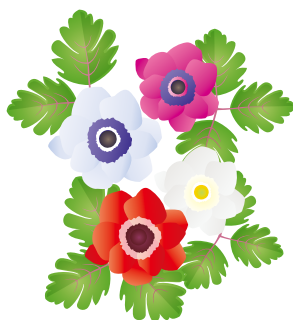
現在身体に障害があるか、または現に疾患があつて、そのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児童が対象となります。手術などの外科的な治療により、その病状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担します。

更生医療

18歳以上で身体障害者手帳を持っている人が対象となります。身体障害をもたらししている一定の症状(放置すればその症状が持続する)に対し、指定医療機関にて治療(人工関節置換術、冠動脈バイパス術、人工透析など)を行うことによって日常生活活動を回復または向上する可能性の認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担します。

精神通院医療

精神疾患に対する継続的な通院が必要な人が対象となります。指定医療機関にて対象医療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担します。



自立支援給付など

問 障害福祉課 ☎561-2363

障害福祉サービス

サービス等利用計画を基に、それぞれの障害の程度や社会活動の様子、居住などの状況を踏まえて個別にサービスの提供が行われます。

居宅介護、短期入所、施設入所支援などの「介護給付」や共同生活援助、就労移行支援などの「訓練等給付」などのサービスがあります。

補装具費の支給

身体上の障害を補うための用具の購入または借り受け、修理が必要な場合にその費用の一部を助成します。

各種手当、助成、割引など

問 障害福祉課 ☎561-2363
子ども家庭課 ☎561-2364

特別障害者手当

対象 在宅の20歳以上で精神または身体に重度の障害があり、常時特別の介護を要する状態にある人

手当額（平成30年4月～）

26,940円/月（年度によって変わることがあります。）

窓口 障害福祉課

障害児福祉手当

対象 在宅の20歳未満で精神または身体に重度の障害があり、日常生活が著しく制限され常時の介護を要する状態にある人

手当額（平成30年4月～）

14,650円/月（年度によって変わることがあります。）

窓口 障害福祉課

特別児童扶養手当

対象 20歳未満で精神または身体に重度または中度以上の障害があるお子さんを在宅で監護している父母または養育者

手当額（平成30年4月～）

●1級…51,700円（年度によって変わることがあります）
●2級…34,430円（ // ）

窓口 子ども家庭課

自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成

問 障害福祉課 ☎561-2363

助成券の種類	対象者
自動車燃料費助成	自動車税または軽自動車税の減免を受け、次の①から③の手帳を所持する人 ①身体障害者手帳1、2級 ②療育手帳A1・A2 ③精神障害者保健福祉手帳1級
福祉タクシー運賃助成	①身体障害者手帳1、2級 ②療育手帳A1・A2 ③精神障害者保健福祉手帳1、2級
ストレッチャータクシー運賃助成	外出時に常時ストレッチャーを利用し、次の①から③の手帳を所持する人 ①身体障害者手帳1、2級 ②療育手帳A1・A2 ③精神障害者保健福祉手帳1級

JR線旅客運賃の割引 問 各駅の乗車券販売窓口

対象 第1種は身体障害者手帳・療育手帳所持者とその介護者1人、第2種は手帳所持者のみ

民間バス運賃割引 問 各バス会社

対象 第1種は身体障害者手帳・療育手帳所持者とその介護者1人、第2種は手帳所持者のみ。精神障害者保健福祉手帳所持者については一部のバス会社にて割引実施。

タクシー料金の割引 問 各タクシー会社

対象 身体障害者手帳または療育手帳の所持者

有料道路通行料の割引 問 障害福祉課

対象 本人が自動車を運転する場合は身体障害者手帳所持者、介護者が自動車を運転する場合は第1種身体障害者手帳所持者または第1種療育手帳所持者

航空運賃の割引

対象 身体障害者手帳所持者または療育手帳所持者（「航空割引」の証明印がある人）。精神障害保健福祉手帳保持者については一部航空会社にて割引実施

駐車禁止の対象除外 問 草津警察署

駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも他の交通の妨げにならない限り、駐車できる標証の交付を行います。

対象 身体障害者手帳の交付を受けている主に歩行困難な者または療育手帳A1、A2の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

NHK放送受信料の減免

問 NHK大津放送局、障害福祉課

対象

●半額減免対象者

(1)身体障害者（視覚障害・聴覚障害）で、世帯主かつ契約者の人
(2)身体障害者手帳1・2級で、世帯主かつ契約者の人
(3)療育手帳A1・A2で世帯主かつ契約者の人
(4)精神障害者保健福祉手帳1級で、世帯主かつ契約者の人

●全額減免対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人がいる世帯で、かつ世帯構成全員が市町村民税非課税

携帯電話基本使用料等の割引 問 各携帯電話会社

対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者

声の広報・点字広報 問 広報課 ☎561-2327

内容

●声の広報

広報くさつの内容を中心に、市政の動きやお知らせなどを、60分テープに編集・録音して、社会福祉協議会のボランティアを通じてお届けしています。

●点字広報

毎月1日号の広報くさつを点訳しています。

市営住宅の入居について

問 住宅課 ☎561-2395 FAX561-2487

市営住宅に空き室が出た場合、毎年8月・2月に募集を行います。募集の際には、広報くさつや市ホームページなどでお知らせします。入居資格など詳しくは担当課へお問い合わせください。



福祉・健康



福祉・健康

My List Of Telephones

わが家の書きこみ
テレホンリスト

ご記入の上、
ご利用
ください

	なまえ	TEL	住 所
休日・夜間・ 救急診療			
かかりつけ 病院			
かかりつけ 歯 科			
かかりつけ 薬 局			



福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、健康の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を助成する制度です。それぞれの制度については、次のとおりです。

区 分	対象者	対象経費	申請に必要なもの	所得制限
乳幼児	0歳～就学前の子ども	保険診療の自己負担分	①お子さんの健康保険証 ②印鑑	なし
子ども	小学1～3年生の子ども ※平成29年10月診療分から	保険診療の自己負担分 ただし、通院については次の一部負担が必要 1診療報酬明細当たり500円	①お子さんの健康保険証 ②印鑑	なし
小・中学生 入院医療費助成 ※受給券なし	小学4年生～中学3年生の子ども ※病院で支払った医療保険適用の入院医療費のうち、高額療養費などの保険給付額を除いた自己負担分を助成	入院時の保険診療の自己負担分	①お子さんの健康保険証 ②印鑑 ③領収証 ④高額療養費・付加給付支給決定通知(該当する場合) ⑤振込先がわかるもの	なし
心身障害者 (児・老人)	・身体障害者手帳1級から3級を所持する人 ・療育手帳を所持する人	保険診療の自己負担分 ただし、助成対象者・配偶者・扶養義務者のいずれかが住民税課税の場合は、次の一部負担が必要 【通院】1診療報酬明細当たり500円 【入院】1日当たり1,000円(上限14,000円)	①身体障害者手帳または療育手帳 ②健康保険証 ③印鑑	なし
65～74歳の人 《一部負担あり》	低所得の人、市民税が非課税の世帯に属する人(所得要件あり)	保険診療の自己負担分 ただし、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定する一部負担が必要	①健康保険証 ②印鑑	住民税非課税要件あり
ひとり親家庭	18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の母・父とその児童、または父母のいない18歳未満の児童(所得要件あり)	保険診療の自己負担分 ただし、助成対象者・配偶者・扶養義務者のいずれかが住民税課税の場合は、次の一部負担が必要 【通院】1診療報酬明細当たり500円 【入院】1日当たり1,000円(上限14,000円) 小学1～3年生は入院の一部負担なし	①ひとり親家庭等福祉医療証明書 ②健康保険証 ③印鑑	あり
ひとり暮らし寡婦	かつて母子家庭の母として、20歳未満の子どもを扶養して、ひとり暮らしが一年以上継続し、今後もその状態が見込まれる65歳未満の人(所得要件あり)	保険診療の自己負担分 ただし、助成対象者・配偶者・扶養義務者のいずれかが住民税課税の場合は、次の一部負担が必要 【通院】1診療報酬明細当たり500円 【入院】1日当たり1,000円(上限14,000円)	①健康保険証 ②印鑑	あり
ひとり暮らし 高齢寡婦 《一部負担あり》	ひとり暮らし寡婦の要件を満たし、今後もその状態が見込まれる65歳から74歳までの人(所得要件あり)	保険診療の自己負担分 ただし、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定する一部負担が必要	①健康保険証 ②印鑑	あり
精神障害者 (児・老人) 《精神科通院医療費のみ助成》	自立支援医療(精神通院医療)の受給者であり、かつ精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持する人	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援医療費(精神通院医療)適用医療費から保険給付と自立支援医療費を控除した額	①精神障害者保健福祉手帳 ②自立支援医療受給者証 ③健康保険証 ④印鑑	なし

詳しくは、市ホームページまたはさわやか健康だより年間保存版をご覧ください。
不明な場合は、健康増進課へお問い合わせください。

検診の種類	対象者	内容と注意事項	
肺がん・結核	40歳以上	胸部X線検査(全員) 喀痰検査は、次の人が対象です。 ● 50歳以上で、喫煙指数(1日あたりの喫煙本数×喫煙年数)が600以上(過去の喫煙を含む)の人	受診頻度は1年度に1回
肝炎ウイルス	40歳以上	血液検査	受診は一生に1回 受診には無料クーポン券または受診券が必要です。
胃がん(個別)	50歳以上	胃X線(バリウム)検査	受診頻度は2年度に1回 (平成30年度に限り、前年度に受診歴があっても受診可能) ※胃がん検診はバリウム検査の個別検診か集団検診、もしくは内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。
胃がん(集団)		胃内視鏡検査	
大腸がん	40歳以上	胃X線(バリウム)検査	受診頻度は2年度に1回 (平成30年度に限り、前年度に受診歴があっても受診可能) ※胃がん検診はバリウム検査の個別検診か集団検診、もしくは内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。
子宮頸がん	20歳以上の女性	検便(便潜血)検査	受診頻度は1年度に1回
乳がん	40歳～49歳の女性	内診と細胞診	受診頻度は2年度に1回 昨年度受診した人は、今年度受診はできません。
	50歳以上の女性	マンモグラフィ2方向	
		マンモグラフィ1方向	

節目歯科健康診査・妊婦歯科健康診査について

- 節目歯科健康診査
対象 実施年度4月1日現在で満40・50・60・70歳の人
- 妊婦歯科健康診査
対象 妊婦(妊娠期間中に1回のみ)

予防接種について

市では、草津市・栗東市・守山市・野洲市の医療機関で受ける個別接種を実施しています。詳しくは、市ホームページまたはさわやか健康だより年間保存版をご覧ください。
※定期接種として定められている方法以外で接種した場合、有料となります。

家族の 対象のサービスをまとめよう

対象者

手 当	条件 金額等
給 付	条件 金額等
支 援	条件 サービス等
施 設	住所 連絡先

対 象 者

手 当	条件 金額等
給 付	条件 金額等
支 援	条件 サービス等
施 設	住所 連絡先



生活習慣病相談について

生活習慣病(糖尿病や脂質異常症、高血圧、肥満など)の予防ができるよう、保健師や管理栄養士があなたの生活習慣の改善に向けて、相談に応じます。定期的に通院している人は、まず主治医に相談してください。

申込 相談日前日までに健康増進課に予約をしてください。相談時刻は受付時にお伝えします。

場所 さわやか保健センター **料金** 無料

ひとりで悩んでいませんか？ 誰かに相談してみよう

さまざまな悩みが重なると、心身ともに疲れてこころの健康が失われてしまうことがあります。

また、悩んでいる人から相談を受け、支えている側が辛くなってしまうよう、ひとりで抱え込まず、市や各種相談窓口へご相談ください。

各種相談窓口を掲載しているリーフレットを市の施設などに設置しています。

市ホームページにも掲載しています。

草津市 ひとりで悩んでいませんか 

草津市料理レシピサイト 「草津・たび丸kitchen」・ 「BIWA-TEKU」アプリについて

草津・たび丸kitchen

積極的な野菜の摂取やバランスのとれた食事が実践できるよう、草津市産農産物などを使ったレシピ紹介や食育関係のイベント情報、関係機関の食育推進の取り組みなどを発信します。ぜひ、ご利用ください。



草津・たび丸kitchenはこちら

BIWA-TEKUアプリ

健康で長生きを目的に健康推進アプリ「BIWA-TEKU(ビワテク)」を使って、県内のウォーキングポイントをめぐったり、健康イベントに参加したり、けん診を受診したりして健康ポイントを獲得。貯まったポイントは、景品の抽選応募に使えます。



BIWA-TEKUアプリはこちら

急病のときは

①小児救急電話相談

短縮ダイヤル#8000 か ☎524-7856

臨床経験のある小児科医師や看護師が対応

相談日時 月～土曜日 18:00～翌8:00
日曜日、祝日、年末年始 9:00～翌8:00

②こどもの救急 <http://www.kodomo-qq.jp/>

診療時間外の受診について、判断の目安を提供

③医療ネット滋賀

<http://www.shiga.iryō-navi.jp/>

診療が受けられる医療機関を24時間お知らせ

電話自動音声案内 ☎553-3799



日曜・祝日の急診

湖南広域休日急病診療所

☎551-1599 FAX551-1600

この診療所は、翌日まで診療が待てない急病患者に、応急的な診療を行います。薬は原則1日分かつ休日分のみ処方します。

診療日時 日曜日、祝日、年末年始
10:00～22:00(受付は21:30まで)

場所 栗東市大橋二丁目7番3号
(済生会滋賀県病院前)

診療科目 主に内科・小児科

